

丸亀市中期財政フレーム(改訂)

フレーム期間 2018 年度～2022 年度
(長期試算フレーム 2027 年度まで)

2018 年 9 月

丸 亀 市

目 次

(本編)

1	中期財政フレームの目的	1
2	フレームの基本的事項	2
3	フレーム推計（試算）の考え方	3
4	中期財政フレーム	8
5	課題と取組	9

(資料編)

■	経常収支比率	1 1
■	実質公債費比率	1 1
■	将来負担比率	1 1
■	市債残高と公債費（長期試算フレーム）	1 2
■	基金残高推移（長期試算フレーム）	1 3

丸亀市中期財政フレーム（本編）

1 中期財政フレームの目的

中期財政フレーム（以下「フレーム」という。）は、まちづくりの中長期的展望の下に計画する諸施策や構想を着実に推進するため、その基盤となる堅実な財政運営の指針とするものです。

そのため、フレームでは、経常的な収入と義務的な経費等の比較により、投資的経費に充当可能な財源の経年予測や、今後の課題である公債費や基金を試算し、本市の財政的な「力量」を推し量る指標を示します。

また、このフレームは、毎年の決算期に見直しを行うことで、常に将来的な財政の弾力性を監視するとともに、市民の皆様にも公表し財政情報の提供に努めます。

具体的な目的は下記のとおりとします。

- （１）第二次丸亀市総合計画に掲げる「将来像」の実現に向け、基本計画に掲げる重点プロジェクトの着実かつ計画的な実施を推進する。
- （２）第四次丸亀市行政改革プランに基づく行政システムの適正化を促進し、持続可能な行財政運営の構築と市民サービスの向上を推進する。
- （３）将来的に安定した財政基盤の確保を前提に、高度化・多様化した行政需要に柔軟かつ迅速に対応し、効果的で効率的な行政サービスの提供を推進する。

2 フレームの基本的事項

(1) 期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 年間の財政フレームとし、あわせて、2027 年度までの 10 年間にわたる市債残高と公債費や基金残高にかかる試算を示します。

(2) 対象会計

一般会計（各特別会計にかかる繰出金等の財政需要を含む）とします。

(3) 収支フレーム

- ① 「経常的に収入される一般財源」と「経常的に支出される経費に充当（消費）される一般財源」の収支フレーム
- ② 「投資的経費に充当可能な一般財源」と「投資的経費などで必要となる一般財源（特定財源控除後）」の収支フレーム
- ③ 財源余剰、不足額に関するフレーム

(4) 推計のベース

推計のベースは、直近年度（2017 年度）決算額、及び改訂年度（2018 年度）決算見込額（9 月現在）とします。

税制及び国・県の制度等は、最新情報の捕捉に努めるものの、制度設計や改正内容による本市財政への影響が予測困難なものについては、基本的に現行制度が継続するものとして推計します。

(5) 前年度繰越金、基金等繰入金及び積立金

「前年度繰越金」は経常的に見込まれる一般財源ではないため、中期財政フレームの対象外としています。

また、年度間の財政調整手段としての「財政調整基金」のほか、「特定目的基金」の取り崩しについては、収支フレームにおける財源不足の際の財源手当てとします。

一方、積立金については収支フレームにおいて財源余剰の際の処分手法とします。

3 フレーム推計（試算）の考え方

【経常的一般財源】

（１）市税

①個人市民税

景気回復等による賃上げ等を考慮し、期間中の増収を見込みました。

②法人市民税

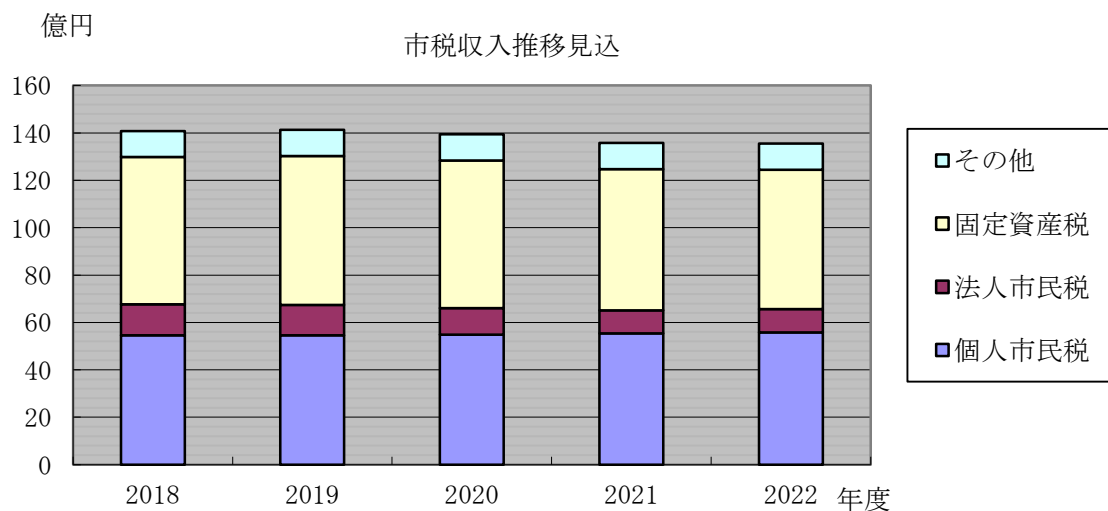
本市の実体経済を牽引する造船業は、先行きの不透明感から期間中の増収は見込めず、当該年度の決算見込額が推移するものとしています。また、地方法人税（国税）の税率改正に伴う 2019 年度の法人市民税の税率改正の影響を織り込んでいます。

③固定資産税

2018 年度と 2021 年度の評価替えを見込むとともに、企業立地促進条例の対象となる償却資産等の増収を織り込んでいます。

④その他（軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

軽自動車税は、新車登録台数の動向等から微増と見込んでいます。市たばこ税については、2018、2020、2021 年度に増税となりますが、健康志向の高まりから毎年遞減と推計しています。一方、入湯税は、入込み客数の動向から同額での推移を見込んでいます。



（２）地方交付税

①普通交付税

基本的には国の地方財政計画によりますが、合併算定替えの縮減のほか、市税の動向や公債費の推移などを織り込んで試算しています。

なお、消費税率の引上げに伴う普通交付税の算定については、2014年度の改正により、税率引上げによる増収分は、基準財政収入額に当面100%算入されるとともに、一方では基準財政需要額にも社会保障の充実分等の地方負担額として100%算入されるため、将来推計額への影響はないものとして試算しています。

②特別交付税

特別交付税については、経常的な一般財源としてではなく、災害などの特別な財政需要に対する財政措置であるため、中期財政フレームの対象外としています。

（３）臨時財政対策債

地方の一般財源の収支不足は、本来、地方交付税制度を通じて財源調整されるべきものですが、国の交付税特別会計では賄えないために、臨時的措置として創設された地方債制度です。毎年、制度の延長がなされていますが、後年度において交付税措置されるべき金額が措置年度の発行可能額に迫り、制度的に矛盾とも言える状況となっています。

国では、財源の捻出など不透明な部分があるものの、地方の一般財源確保に向けた取組を進めていますので、現時点では現制度が継続されるものとして、2019年度以降については2018年度発行可能額を参考に一定の17億円と見込んでいます。

（４）地方譲与税及び交付金

地方譲与税については、エコカー減税など自動車税制の動向にもよりますが、当面は税額の大きな変動要因を想定することが困難なため、これまでの実績に基づき計画期間中の収入額を見込みました。一方、交付金は、地方消費税交付金について消費税率の引き上げに伴う増収を見込むほか、消費税率10%への増税時（2019年10月）における自動車取得税交付金の廃止を織り込んでいます。

なお、森林環境税（仮称）の創設に伴う森林環境譲与税（仮称）は、2019年度から地方譲与税に含まれる予定ですが、現時点では法案が未成立であることや、その影響額が未確定であることから、次期改訂において織り込むこととします。

（５）その他

使用料や財産収入などの経常一般財源は、基本的にこれまでの実績等を踏まえ同等額を見込んでいます。

【経常的経費（所要一般財源）】

（１）人件費

職員数については、平成 27 年 3 月に策定した第三次丸亀市定員適正化計画を基本として、各年度の定年退職予定者数と新規採用予定者数及び再任用職員数を考慮しています。

職員給については、退職者一人あたり 940 万円の減額とし、新規採用者一人あたり 380 万円（定年退職者の入れ替わりによる減少額：一人あたり 560 万円）として算出しています。また、再任用職員は一人あたり 460 万円としています。

退職金については、2018 年 3 月の条例改正により、2018 年度以降は、定年退職者一人あたり 2,100 万円としています。

なお、今年度で第四次丸亀市定員適正化計画の策定に取り組んでおり、その内容については、次期改訂の中で織り込む予定です。

（２）扶助費

扶助費は、全体的に増加傾向が続いていますが、税と社会保障の一体改革による社会保障部分の制度動向は依然として未知数であるため、将来予測としては、近年の増加率を参考に経常一般財源所要額の伸び率を 3%と見込み推計しています。

（３）公債費

合併特例債をはじめ可能な限り計画期間中に発行する新発債も考慮のうえ市債残高を推計し、起債メニューごとの償還年数や利率などを勘案することにより算出しました。

なお、新発債の利率等については、直近の借入利率を参考に、政府系資金は年利 0.09%、市中銀行からの借入れは 15 年償還が年利 0.31%、30 年償還が年利 0.40%として推計しています。

☞参考：資料編 12P.「市債残高と公債費（長期試算フレーム）」

（４）物件費、維持補修費、補助費等

これまでの実績を踏まえた中で、国の制度への対応や消費税の税率変更などを考慮し、経常経費の一般財源所要額を推計しています。なお、消費増税に伴う物価上昇等の影響は、予測が困難なため、毎年度のフレーム改訂の中で対応していきます。

（５）繰出金

各特別会計繰出金については、基本的には繰入基準に則った経年の試算をしました。

①「国民健康保険特別会計」

「丸亀市国民健康保険特別会計財政計画」を基本に織り込んでいます。2018 年度から県広域化に移行しましたが、現時点では、その影響等の予測が困難なため、同等額が必要と見込んでいます。

②下水道特別会計

2022年度の供用開始に向け現時点の浄化センター再構築計画を踏まえた下水道事業経営戦略に沿って見込んでいます。

③介護保険特別会計

「第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」に基づき、当該計画期間中の介護給付費や地域支援事業費など推計し織り込んでいます。

④その他特別会計

後期高齢者医療保険特別会計や農業集落排水特別会計などについては、国の制度動向やこれまでの実績から相当額を見込んでいます。

【投資的経費（事業費－特定財源＝所要一般財源）】

（1）事業費

①合併特例債事業

合併特例債については、本市の現時点での活用可能期間である2019年度までに、市庁舎等整備関連事業をはじめ、学校教育施設や保育所施設、コミュニティセンターなどへの活用を織り込み、現時点での事業費等を推計しています。

②緊急防災・減災事業

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、国では2020年度までの間、緊急防災・減災事業債の予算措置を継続することとしているため、措置期間中の計画事業を織り込んでいます。

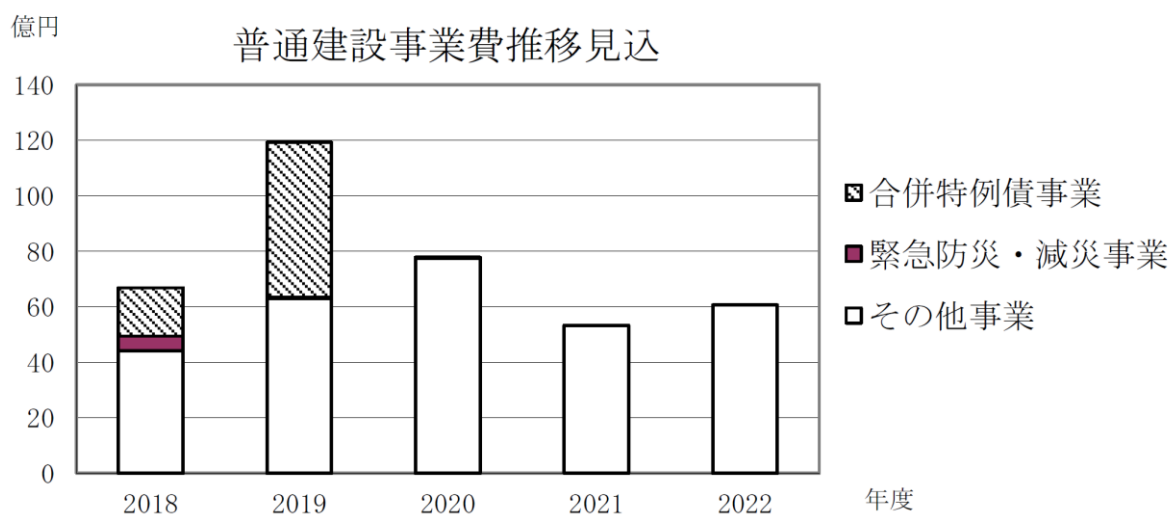
③その他の事業

普通建設事業（投資的経費）に係る全庁調査の結果を基に、これまでの実績なども踏まえ、現時点における計画期間中の推計額を計上しています。

④大手町地区公共施設再編整備事業

現時点の市庁舎等整備関連事業計画を織り込むほか、この項で計画期間後（2023年度以降）も含めた新市民会館建設に係る財政的影響も考慮し、フレームの中で仮に織り込んでいます。なお、これらの財源については、合併特例債のほか、モーターボート競走事業からの繰入等の範囲内において手当てする予定です。

今後は、市庁舎等複合施設整備工事の進捗状況や新市民会館整備に係る議論の動向を踏まえ、適宜、修正することとします。



(2) 特定財源（国県補助金、地方債等）

継続事業や通常見込まれる建設改良事業に対する国県補助金及び地方債については、これまでの実績や現時点での制度等が引き続き継続される前提で試算しています。

【臨時的経費（所要一般財源）】

経常的に必要となる経費のほかに、臨時職員等の賃金や施設の修繕費、国県支出金や税の過誤納還付金など、その年々の事情により臨時的に一般財源での措置が必要となる経費があります。

一般財源所要の臨時的経費については、これまでの実績等を踏まえた期間中の所要額のほか、2016年度に制定した「丸亀市企業立地促進条例」に係る現時点の奨励金などの所要見込額も織り込み推計しています。

4 中期財政フレーム

(単位：百万円)

経常的歳入歳出の区分		2018年度	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
		見込額	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比
経常的 一般財源	市 税	14,082	14,133	100.4%	13,972	98.9%	13,614	97.4%	13,592	99.8%
	地方交付税（普通）	6,769	6,627	97.9%	6,851	103.4%	7,120	103.9%	7,086	99.5%
	臨時財政対策債	1,709	1,700	99.5%	1,700	100.0%	1,700	100.0%	1,700	100.0%
	地方譲与税・交付金	2,588	2,548	98.5%	2,749	107.9%	2,989	108.7%	2,989	100.0%
	その他の	142	142	100.0%	142	100.0%	142	100.0%	142	100.0%
	合 計 A	25,290	25,150	99.4%	25,414	101.0%	25,565	100.6%	25,509	99.8%
一般財源 所要額	人 件 費	6,257	6,042	96.6%	5,880	97.3%	5,786	98.4%	5,591	96.6%
	扶 助 費	3,860	3,980	103.1%	4,100	103.0%	4,220	102.9%	4,350	103.1%
	公 債 費	5,132	5,502	107.2%	5,811	105.6%	5,893	101.4%	5,932	100.7%
	物件費、維持補修費、補助費等	4,877	4,888	100.2%	4,923	100.7%	4,923	100.0%	4,919	99.9%
	繰 出 金	4,073	4,093	100.5%	4,154	101.5%	4,227	101.8%	4,285	101.4%
	合 計 B	24,199	24,505	101.3%	24,868	101.5%	25,049	100.7%	25,077	100.1%
臨時的 経費	充当可能な一般財源 $A - B = C$	1,091	645	59.1%	546	84.7%	516	94.5%	432	83.7%
	投資的事業費総額 (特 定 財 源)	6,676	11,927	178.7%	7,787	65.3%	5,326	68.4%	6,067	113.9%
		5,281	10,334	195.7%	6,495	62.9%	4,208	64.8%	5,171	122.9%
	投資的一般財源所要額 D	1,395	1,593	114.2%	1,292	81.1%	1,118	86.5%	896	80.1%
	その他臨時的な一般財源所要額 E	1,746	1,854	106.2%	1,841	99.3%	1,545	83.9%	1,422	92.0%
経常的一般財源余剰（不足）額 $C - D - E = F$		(2,050)	(2,802)	136.7%	(2,587)	92.3%	(2,147)	83.0%	(1,886)	87.8%

参考：2018～2022年度 F行の累計額

(11,472)

5 課題と取組

（課題）

2017 年度決算は、歳入総額は約 404 億円、歳出総額は約 398 億円で、歳入歳出差引額が約 6 億円、翌年度への繰越財源を除いた実質収支が約 5 億円となりました。

市税は一定程度の回復をみせた一方、扶助費や公債費の増加や、退職者数の増に伴う人件費の増加などにより、実質収支は約 5 億円の黒字となったものの、昨年に続き約 2 億円を基金から取り崩すという非常に厳しい決算となりました。

今後も引き続き景気や国の施策などの動向をはじめ、時代の変遷に伴う行政需要に柔軟に対応するとともに、次に掲げる課題などを踏まえ、厳格な財政運営に努めます。

- （１）公債費の増加
- （２）合併算定替えの縮減と地方交付税の算定方法の見直し
- （３）中期財政フレーム期間中、経常的一般財源ベースで総額約 115 億円の財源不足
- （４）市庁舎等複合施設や新市民会館整備などへの対応と公共施設の老朽化対策

（取組）

- （１）第二次総合計画「将来像」の実現に向けたまちづくり

本市が目指すまちづくりを一貫して推進するため、基本計画に掲げる施策ごとの成果指標や重点プロジェクトの進行管理と行政評価（検証）を行います。

- （２）行財政改革の推進

2018 年 3 月に策定した第四次丸亀市行政改革プランの推進により「最少の経費で最大の効果」という地方自治運営の基本的観点から不断の改革に取り組みます。

- （３）行政と民間の役割分担

①市民ニーズや社会潮流の変化に柔軟に対応する観点から、行政の役割を明確にし、成熟した民間市場の活用が有効であると判断されるものについては、積極的な外部活力の導入を推進します。

②市民主体のまちづくりを進める観点から、地域課題に取り組む身近な自助・共助を推進します。

（４）財政基盤の強化

- ①財源確保と負担の公平・公正の観点から、市税をはじめ、保育料、使用料等のほか、私債権などに分類される債権についても収納率の向上対策を推進します。
- ②自主財源の確保の観点から、将来的な公共利用が予定されない資産については積極的に処分します。
- ③年度間の財源調整や将来的な行政需要に対応する観点から、財政調整基金をはじめ各種特定目的基金の効果的活用と留保に努めます。
- ④特別会計や企業会計は特定の歳入を持って特定の事業を実施する原則的な観点から、徹底した経営努力による歳入確保と事業経費の見直しを行い、一般会計からの一般財源の流出（繰出金等）を抑制します。
- ⑤中期的な収支見通しに加え、長期的な動向も踏まえる観点から、各年度の状況の変化に応じ所要の修正を加えながら中期財政フレームを更新します。

（５）事務事業の適正化、効率化

- ①公共施設の整備事業費や将来的な維持管理経費などの観点から、投資的事業の選択と集中のもと、工事手法等に知恵と工夫を結集しコストの縮減に務めます。
- ②計画的かつ効率的なファシリティマネジメントの観点から、公共施設等総合管理計画の基本方針に則り、各部門別に策定する長寿命化計画等を着実に推進し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ③物件費の抑制と職員のスキル向上の観点から、職員自らの能力を発揮することによりクリアできる事務事業については安易に委託することなく積極的に取り組みます。

丸亀市中期財政フレーム（資料編）

■ 経常収支比率

P.8 の中期財政フレームにおいて、経常的一般財源総額(A)と経常経費一般財源所要額(B)の比率(B/A)で算出しています。

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
95.7%	97.4%	97.9%	98.0%	98.3%

☞経常収支比率：団体の財政構造の弾力性を判断する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表しており、この比率が低いほど投資的経費等に向ける財源に余裕があるといえる。

■ 実質公債費比率

（算出コメント）計画期間中の市債に係る元利償還金と、公営企業や一部事務組合の償還金の財源となる繰出金や負担金などを推計し、標準財政規模に対する割合を算出しています。前3年度間の平均値が、当該年度の実質公債費比率となります。

なお、公営企業関連施設や設備、衛生関連施設が耐用年数を迎えており、施設の状況等によっては後年度に財政負担が必要となる場合も想定されます。

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
5.9%	7.0%	8.4%	9.1%	9.7%

☞実質公債費比率：標準財政規模に占める公債費負担（普通交付税で措置されるものを除く）の程度を判断するものである。公営企業の地方債元利償還金への繰出金や、一部事務組合の元利償還金に充てられた負担金も公債費負担に含めており、公債費負担の実態を反映させている。（18%以上の団体は、地方債発行に際し許可が必要となる。）

■ 将来負担比率

（算出コメント）公営企業等も含めた償還金に対する負担額に加え、退職手当や設立法人に対する負担額等の合計額から、基金などの充当可能財源を差し引いた額を推計し、標準財政規模との割合を算出しています。

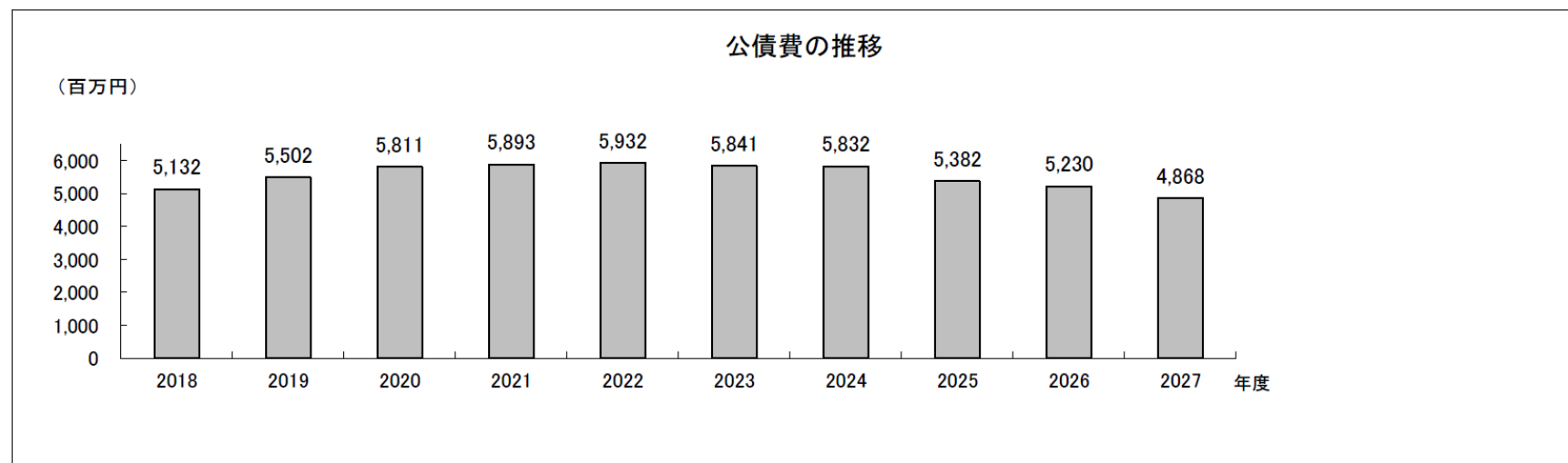
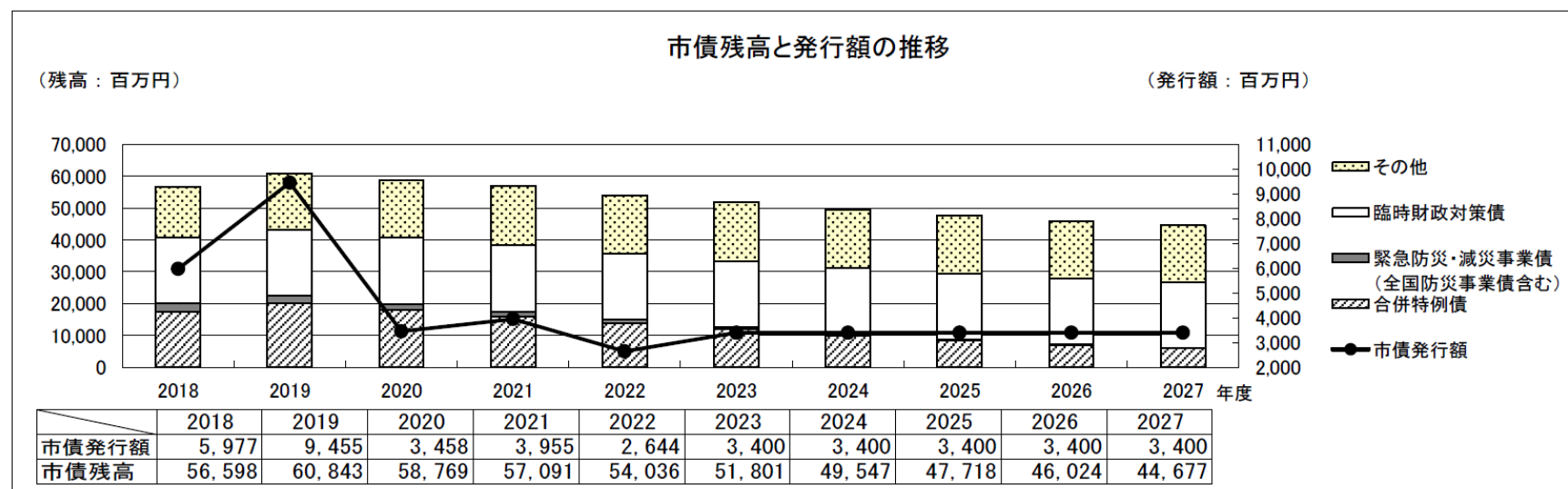
2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
5.1%	38.1%	48.6%	60.8%	82.2%

☞将来負担比率：一般会計等が負担する負債の額から、負債に充当可能な積立基金や特定財源、普通交付税で措置される負債額を控除した将来負担額の標準財政規模に占める割合を示す指標である。負債の額には、一般会計等の地方債残高、公営企業、一部事務組合、出資団体の負債額、退職手当負担額等が含まれており、自治体の本体である一般会計等が将来にわたる負担額全体を網羅している。

■ 市債残高と公債費（長期試算フレーム）

合併特例債を中心に計画期間中の市債発行額を見込み、将来的な市債残高及び公債費を推計しています。なお、その他の事業債についても、事業内容等から可能な範囲で市債を想定し推計しています。

その結果、市債残高は 2019 年度に、公債費は 2022 年度に、それぞれピークを迎える見込みとなっています。



■ 基金残高推移（長期試算フレーム）

基金については、今後、合併特例債をはじめとする市債の償還が本格化することや、大手町地区公共施設再編整備事業への対応などから、将来的な財源確保として「**基金の効果的活用と残高確保**」に努めます。

長期試算フレーム期間中は、可能な限り取崩額を抑制し財政調整基金などへの確実な積立てを目標とします。

中期財政フレーム期間中の基金残高の推移

〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額 (①+②)	内訳		積立額 (③+④)	内訳		運用利子	当該年度末残高
			①	②		③	④		
2018 年度	13,392	1,853	1,690	163	16,120	15,870	250	12	27,671
2019 年度	27,671	3,666	2,442	1,224	400	100	300	23	24,428
2020 年度	24,428	5,849	2,227	3,622	400	100	300	20	18,999
2021 年度	18,999	2,346	1,787	559	400	100	300	16	17,069
2022 年度	17,069	5,182	1,526	3,656	400	100	300	14	12,301

計画期間最終年度（2022 年度）の経常的一般財源不足の状況が継続したと仮定した場合の基金残高の推移

〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額 (①+②)	内訳		積立額 (③+④)	内訳		運用利子	当該年度末残高
			①	②		③	④		
2023 年度	12,301	5,058	1,526	3,532	400	100	300	11	7,654
2024 年度	7,654	1,526	1,526	—	400	100	300	6	6,534
2025 年度	6,534	1,526	1,526	—	400	100	300	6	5,414
2026 年度	5,414	1,526	1,526	—	400	100	300	4	4,292
2027 年度	4,292	1,526	1,526	—	400	100	300	4	3,170

【内訳の説明】 ①：各年度の経常的一般財源不足額（P8 の表の F 行）から特別交付税（360 百万円）を差し引いた額

②：大手町地区公共施設再編整備基金からの充当額

③：ボートレース事業からの繰入額

④：財政調整基金への積立額